京都府税務共同化推進委員会まとめ(税業務共同化に向けた提言)

1 税業務共同化の趣旨と目的

府税及び市町村税に係る税業務の共同化は、府・市町村を通じて適正な課税と確実な 徴収を進め、公平公正で効率的な、府民・納税者に信頼される税務行政を確立すること を目的とする。

この目的の遂行にあたっては、特に次のことに留意をする。

(1) 税業務の共同化により、業務の標準化等を進め、公平な課税と、効果的な徴収業務を確立して貴重な自主財源の徴収率向上を実現するとともに、府民の視点から、 簡素でわかりやすい税の組織、業務体系を構築する。

具体的には、以下の点に特に留意をしながら共同化を推進する。

- ① 複数税目の申告・納付等窓口の一本化により納税者の利便性向上を図る。
- ② 納付相談・税務相談、不服申立て等の処理手続を整備し、府民の声に迅速に対応するなど、納税者への対応(納税者対応)の向上を図る。
- ③ 重複する税業務を整理するとともに、課税・徴収業務の標準化を進め、公平な課税と効果的な徴収を実現する。
- ④ 税業務の遂行について徹底したコストの圧縮を図る。
- (2) 税業務の共同化により、地方分権の推進に向けて自主財源である税収を確保し、 更に国から地方への税源移譲に応え得る税務執行体制を構築する。

2 税業務共同化の背景

- (1) 三位一体改革による税源移譲により、地方税の比重が高まり、地方税務行政の執行体制強化と税業務の効率化が改めて要請されている。
- (2) 地方税において、課税の公正が維持されることは当然であるが、地方税の徴収の公平を維持することは不可欠であり、滞納者に対する適正な徴収手続等が進められる必要がある。課税から徴収までの手続等について、地方団体間で地方税法や条例等の適用の実態や取扱ルール等に差異があり、課税・徴収の公平公正の確保が求められている。
- (3) 今後、地方税の比重が高まるにつれて地方団体における滞納額や不納欠損額が増加することが予想されるところであり、また、現在においても地方団体が抱える滞納案件の適正な処理が求められているところであり、徴収の強化が地方団体の大きな課題となっている。
- (4) 納税者のライフ・スタイルの変化や納税環境の変化に応じた申告や賦課、収納が 求められてきており、納税者の利便性向上のための環境整備が不可欠となってきて いる。
- (5) 税源移譲によって地方税の比重が高まるにつれて、地方税の高度な専門的知識を 有する税務職員等の体制が不可欠である。地方団体には税業務に係るサービスの向 上が求められている。
- (6) 地方税の比重が高まることにより、納付相談・税務相談、不服申立て等に対する 救済措置のより一層の整備を図る必要がある。

3 税業務共同化の具体的な内容

(1) 府・市町村を通じた税業務の共同化(新しい税業務体系の構築)

府税・市町村税に係る税業務の共同化にあたっては、次の3つの業務形態に整理できる。

① 府内1箇所での一本処理業務

大量反復作業や専門性が高い業務等、一本処理が最も効果的・効率的で、利便性を高める業務(申告の窓口一本化、賦課通知の文書発送、電話催告、特別機動整理案件、不服申立て・訴訟、システム管理等)などは、一本処理を進める。

② 広域的な共同処理業務

共同処理が合理的、かつ効果的・効率的な業務で、適宜、現地現場での作業が必要な業務(課税客体の把握、納税折衝、滞納処分、家屋評価業務等)などは、地域における広域的な共同処理を進める。

③ 市町村庁舎等で処理する業務

住民との対面でのやりとりが必要な業務や知事・市町村長が名義人(行政庁) として行うべき業務(納税証明書の発行、固定資産課税台帳の閲覧、課税権に基づく賦課決定等)については、各市町村庁舎等で対応することとする。

(2) 税業務についての原則的な標準化、一本化(手続、帳票の様式、処分基準等)

納税者への公平・公正、納税者の利便、行政の効率化といった視点から、市町村間で税業務の取扱い等の基準に相違が生ずることのないように業務や書式等の標準化を図る。

(3) 徹底した業務見直しによる効率化の推進

文書催告の共同作成・共同発送、電話催告の共同センター化、消込業務の効率化、 補完的・大量反復的作業の外部委託化等により、徹底した業務の見直しを行い、税 務行政の合理化、効率化を図る。

(4) 共同業務を処理する新たな組織の構築

共同業務を適切に処理するためには、責任ある業務執行を可能とするような新たな組織(以下「共同組織」という。)を構築することが必要である。

4 共同で処理する業務の範囲等

(1) 共同化の範囲

税業務の共同化は、地方自治法、地方税法等の現行法の範囲(枠)内で進められるため、次のような一定の制約があることに留意をすべきである。

- ① 地方団体の課税権は立法と執行に区分されるが、立法権(税条例の制定)は地方税法により地方団体に与えられたものであり、税業務の共同化の範囲には含まれない。
- ② 執行権は、課税と徴収に区分されるが、申告納税方式における更正・決定、賦課税方式における賦課決定等の租税債権を確定する権限は、地方税法において地方団体の長に存することから、賦課決定等(行政処分)自体は共同化の対象には含まれない。
- ③ 督促、還付、充当については、課税権の行使に密接に関係しており、地方税法

上、地方団体の長に権限が存することとされていることから、共同化の対象には 含まれないものと解される。

④ 犯則取締りに係る業務については、一定の手続を除き、告発又は通告処分等は 共同化の対象に含まれないものと解される。

上記以外の課税資料の収集、課税標準の算定等に係る課税業務や催告、折衝、差押え等の徴収業務は、原則として共同処理が可能と解される。

(2) 税業務共同化の基本業務

税業務の共同化における課税から収納、滞納整理に至る基本的な業務は、次のとおりである。

① 課税データの作成

法人に関係する主な税目は、府税・市町村税を問わず申告等を一括受付する。 更に、電子申告の活用を促進して、ワンストップサービスを実現する。

ア 固定資産税に係る償却資産の申告を一括で受付・入力し、納税通知書を共同作成・発送する。

イ 給与支払報告書を一括で受付・入力し、市町村にデジタルデータを配信する。

ウ 法人市町村民税、法人二税(法人府民税・法人事業税)の申告を一括で受付・ 入力し、プレプリントを送付する。

その他の税目についても、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現する。

② 収納データの作成

納付された税金の領収済データ作成については、省力化・迅速化を実現する。

- ア 領収済通知書のフローを見直し、消込データ作成を一括委託する。
- イ 消込データは各自治体システムに登録し、窓口業務(収納、還付、証明等)に 対応可能な体制を確保する。

③ 滞納データの管理

納期限後の未納案件は、一元的に共同処理を実施する。

- ア 支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化により大量案件を圧縮する。
- イ 職員による財産調査、差押えを実施し、徴収率の向上を実現する。

(3) 共同化の対象となる税目

- ① 徴収業務(収納、滞納整理)は、府税・市町村税を問わず業務に共通性があり、また、対象者に重複があることから、全税目を対象として共同処理することが望ましい。
- ② 課税業務は、府税・市町村税の各税目で業務フローが異なっており、各税目別に共同処理部分(市町村と府の共同処理、市町村相互の共同処理)を具体化することが必要である。以下のように共同処理を進める。
- ア 法人関係税については、申告、届出の窓口一本化から、是認、更正・決定処理、 調査までを共同化する。

- イ 個人住民税については、給与支払報告書等の提出窓口一本化から、納税通知書 発送までを共同化する。
- ウ 固定資産税(償却資産)については、申告の窓口一本化から、納税通知書発送 までを共同化する。
- エ 固定資産税 (土地・家屋)、不動産取得税については、家屋評価の共同化、異動 データ等の収集を共同化する。
- オ 都市計画税については、固定資産税課税データの活用から、納税通知書発送までを共同化する。
- カ たばこ税については、申告の窓口を一本化する。
- キ その他の税目は、滞納整理業務からの共同処理を図る。

なお、府税のうち個人事業税、自動車税、軽油引取税等については現状でも広域的な処理を実施しているが、一層の合理化等を進めることが必要である。また、市町村税のうち軽自動車税、鉱産税、入湯税等についても、一層の合理化を目指して、府内一本処理や隣接市町村の共同処理等の工夫が必要である。

③ 国民健康保険税(料)の徴収業務については、共同組織のもとでの徴収を希望する市町村分を実施する方向で共同化を進める。

(4) 不服審査等の共同化

① 年間の不服審査申立件数(25市町村・府合計)は、近年60件~70件で推移しているが、その7~8割を固定資産価格に関する固定資産評価審査委員会への不服申立てが占めている。

不服審査については、共同組織の枠内で、公正な審査と、府民の声に迅速かつ 十分に説明責任を果たせる、専門的で効率的な審査体制を整備する。税務相談、 訴訟等についても共同組織の枠内でのサポート体制を構築する。

- ② 不服審査については、3つの処分類型(課税決定等、固定資産税に係る課税台帳価格、差押え等の滞納処分)に応じて、以下のように、共同化の工夫が必要である。
 - ア 課税決定等に係る市町村長・知事あての不服申立てについては、共同組織の専門部署で集中的に支援することが審査の中立性、専門性の確保に資することとなる
 - イ 課税台帳価格に係る固定資産評価審査委員会への不服申立てについては、同委 員会の共同設置が可能であることから、統一的な委員会を設置する。
 - ウ 差押え等の滞納処分に係る不服申立てについては、共同組織(広域連合)の長 が名宛人となるものであり共同組織の専門部署で集中的に処理する。
 - エ 共同組織の専門部署で集中的に処理・支援することにより、名宛人の違いにかかわらず実質的な不服審査の共同化を図る。
- ③ 不服申立手続について、納税者の利便性に配慮すること(申立窓口、審理場所等)や、申立てに至るまでの苦情対応段階において十分に説明責任を果たすことが重要である。

(5) 広報、研修等の共同化

課税・徴収業務を共同化するとともに、税務広報や専門的・体系的な税務研修の 共同化、支援システム業務の共同化により、税務行政における専門性の向上、効率 化を図る。

5 税業務共同化のための組織体制等

(1) 共同組織のあり方

共同組織は、地方税の課税・徴収業務を担うことから、責任ある業務執行が可能であるとともに、共同化のメリット(課税・徴収の公平、納税の利便性向上、納税者の権利救済、税収の確保、徴税コストの削減等)を最大限に発揮できる組織であることが必要である。住民の視点から最も合理的な税業務組織を構築することが必要である。そのためには、共同組織は、法人格を有すること、複合的な業務処理が可能なこと(処理業務が構成団体で異なることが可能)、国・府県からの権限委任が可能なこと、民主的な組織・運営が可能なことが必須である。

よって、法的な仕組みとしては地方自治法284条による広域連合(特別地方公共団体)が適格である。

なお、組織体制については以下のことに留意すべきである。

- ① 組織設計については、簡潔な組織とすること、個人情報を厳重に管理できること、 監査や民主的コントロールを徹底できること
- ② 各業務部門の密接な連携・協力によって、柔軟で機動的な業務執行を行うことが可能なこと
- ③ 運営機構としては、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び個人情報 保護審議会等の設置が必要であるとともに、執行機関として広域連合長、副広域連合長のもとに事務局を設置する必要があること

(2) 共同組織の配置

共同組織が行う業務の範囲については、

①本部で行う府内一本処理業務、②広域的に共同処理を行う地方事務所(以下「地方事務所」という。)で共同処理する業務、及び③各市町村庁舎等で対応する業務(課税権にかかわるもの以外の業務で市町村に残る業務)に体系的に整理できる。

このような三層構造による一体的な組織を通じて、円滑で効率的な業務執行が確保される。

共同組織の立地については、本部(府内1箇所)は京都市内に、地方事務所は、業務量に関連する事項(人口、面積、事業所数、税務職員数等)、納税者の利便性、関係機関との連携、効率的・効果的業務執行を総合的に考慮するとともに、現在の府税組織の配置も踏まえて、決定することとする。

(3) 共同組織のデザイン

共同組織は、納税者の利便性の向上、納税者対応の向上を図るため、府税・市町村税の申告窓口の一本化や、税務職員による対応が不可欠な評価、調査、納税折衝、滞納整理等の業務の充実、税務相談や不服申立てを始めとする納税者対応業務等の体制確保を図る。

一方で、共同組織は、大量反復的業務について支援システムや電子申告等を積極的に活用し、外部化も含めた業務の効率化を徹底的に図り、簡素な組織とする。更に、時期による繁閑のある業務については、機動的な職員配置等により、一層効率的な業務執行を押し進める。

共同組織における業務は、以下のように大別できる。

① 総務業務(総務部門)

広域連合の本部は、議会、予算・決算、人事、業務改革、電算、個人情報保護、 税収見積支援、広報、不服審査に係る業務を行うため、総務担当、業務改革・電算 担当、税制担当、不服審査担当を設置する。

地方事務所でも経理、庁舎・物品管理業務を行う総務担当を設置する。

② 課税業務 (課税部門)

本部は、窓口一本化機能、大量反復作業、高度な専門処理を行うため、指導調整担当、特別機動調査担当(特別法人調査担当、家屋機動評価担当)、税務申告センター(法人一括受付処理担当、個人住民税給与支払報告担当、固定資産税償却資産担当、納税通知担当)を設置する。

地方事務所では、法人や固定資産の調査、間接税業務を行うため、事業課税担当 (法人関係調査担当、個人事業調査担当)、資産課税担当(家屋・償却資産調査担 当、取得調査担当)、間接税担当を設置する。

市町村庁舎等では、固定資産税・個人住民税・軽自動車税の課税リスト作成や土地の評価、窓口業務等を担当する。

③ 徴収業務(徴収部門)

本部は大量反復作業、高度の専門処理を行うため、指導担当、催告担当(文書・電話)、特別機動整理担当を設置する。

地方事務所では、一定の特別機動整理案件を除く納税折衝や滞納処分を行うため、 窓口担当、大口担当、各地域別に案件を担当する地域担当を設置する。 市町村庁舎等では、窓口業務、還付・充当、不納欠損等を担当する。

(4) 業務執行体制等

共同組織(広域連合)は、その業務、使命にふさわしいものに仕上げる必要がある とともに、その職員についても、専門性や成果に応じて地位や待遇を考慮する必要が ある。

また、税業務の共同化においては、職員に高度な専門知識が要求されることから、 広域連合においては、体系的な職員研修体制を構築する必要がある。

更に、職員の構成については、税務職員の計画的な育成、効率的・効果的な業務執行のための工夫が必要である。特に、税目により繁閑があるものについては、職員の配置等を臨機応変に行い、業務執行の一層の効率化を図る必要がある。

なお、課税における質問検査権等は、共同組織への移管に制約があるが、共同組織のもとでの密接な連携が不可欠であり、市町村・府職員と共同組織職員を併任すること等で、適正かつ円滑で効率的な業務執行を図ることが必要である。

6 税業務共同化の工程と業務支援システム等の構築

- (1) 徴収、課税業務について、共同作業になじむものから段階的に進めることが適切である。徴収は、平成19年度に大口滞納案件等の共同滞納整理を開始したことから、引き続き、現年、滞納繰越の未納案件全体に整理対象を拡大する。課税も、各種申告受付や調査の一本化等について、法人関係税から順次共同処理を拡大する。
- (2) 各業務支援システム稼働のため、大量の課税・徴収データを移行することについ

ては、受皿となる共同組織を整備して、十分な個人情報保護やセキュリティ対策等 を講じることが必要である。

そのため、広域連合においては、徹底した個人情報保護条例(厳格な罰則規定を含む。)を制定して、第三者への義務づけ、税務職員への指揮命令の徹底等を図ることが必要である。

(3) 共同徴収システムについては、大量の未納案件を効率的な電話・文書催告により 圧縮し、職員による計画的な納税折衝、滞納整理を支援するものとして、できるだ け早期に開発・導入する必要がある。

電子申告(エルタックス)は、電子的に窓口を一本化するものとして、法人二税の申告、償却資産に係る固定資産の申告、個人住民税の給与支払報告書について利用が予定されているところである。電子申告は、納税者等の利便性を高めるとともに、課税情報の審査・入力業務を簡素、合理化することから課税データの効率的な作成に資するものであり、市町村の共同加入を実現し、電子申告の普及拡大を推進する。また、共同加入等により所要経費(一時的な導入経費、サーバー等の運用費、(社)地方税電子化協議会の負担金)の軽減を図る。

7 収納・強制徴収による税の配分

(1) 任意徴収(納付)による配分ルール

納付税額は、原則として滞納者の納付時の意思表示により、複数の滞納税目に係る税額に順次、充当する。なお、納税者の意思表示が存しない場合については、納税者の利益の最も高い順に充当する。なお、共同組織は、還付金あるいは還付金の充当について構成団体のために適正な管理を進める。

(2) 滞納処分の手続、強制徴収による配分ルール

共同組織のもとで、複数の滞納税目(税額)に対する滞納処分を進めるためのルールを確立する必要がある。複数の滞納税目(税額)に対する差押え、交付要求の順位をどのように進めるのかといった手続や、配当(配分)ルールを定め、公表することが必要である。

8 費用負担

共同組織(広域連合)は独自の課税権や、独自の財源を有しないため、構成団体の費用負担が必要となる。広域連合の分賦金については、「人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない」(地方自治法291条の9第1項)とされている。そこで、具体的には、以下のような点に配慮しながら具体的な負担按分基準を作成することが必要である。

- ① 必要な経費としては、業務支援システム構築費や事務所開設経費のような一時的な初期投資経費と共同組織運営費、税制関係費、徴収経費や課税経費のような経常的な運用経費があり、それらについて、構成団体の受益を反映した負担割合とすること
- ② 既存の一部事務組合(困難案件滞納整理)等では、受益をプロセス(業務量)と結果(受益金額)で反映した、均等割、処理件数割及び徴収実績割が指標として多く使われていることから、このような取扱いも基準の作成にあたっては考慮すること
- ③ 業務支援システム構築費、事務所開設経費、共同組織運営費、税制関係費については、各構成団体に受益が想定され、共通的な経費として、負担割合を検討すること

- ④ 課税経費については、府税と市町村税で税目が異なること、また、同じ市町村税でも、税目により業務態様や所要経費が大きく異なることを踏まえて、負担割合を検討すること
- ⑤ 既存電算システムの改修経費やデータ移行経費については、各団体のシステム形態等により違いがあることから、原則として当該団体の個別負担と考えられること

9 税業務共同化の効果

税業務の共同化により、以下のような効果をあげることができる。

(1) 納税者の利便性向上

申告・納付等窓口の一本化、更に電子申告(エルタックス)の普及により住民・納税者の利便性が飛躍的に向上する。

また、市町村と府が共同で足並みを揃えて取り組むことから、コンビニ納税等の様々な利便性向上への取組みがスピードアップする。

(2) 納税者対応の向上

業務フローの明確化により、納税者にとって税業務の透明性・明確性が高まり、 迅速に説明責任が果たせる。

また、申告や納税相談窓口の体制強化や税務相談及び不服申立て等の処理手続の整備により、納税者への対応を向上させることができる。

(3) 徴収力の向上

催告業務の強化、滞納整理の早期着手・早期整理、財産調査の合理化及び職員の専門性向上等によって徴収力の向上を図ることができる。徴収率等について課題のある地方団体においても、滞納繰越額の圧縮、納期内納付の促進等による着実な改善が期待できる。

そのような結果、徴収率(市町村税)は、組織と業務が共同化されることから、府内市町村税の最高水準を目指すことが可能となる。

(4) 課税客体の捕捉率の向上

外形標準課税の対象となる法人等の調査や自主決定部分等に係る調査、未申告未 登録法人等の法人関係調査の充実により、課税客体の捕捉率が高まる。

また、家屋評価についての共同化、登記等異動情報の共同収集、航空写真利用の 共同化、償却資産の適切な申告指導等により、課税漏れ(客体把握漏れ)を防ぎ、 公平公正な評価(価格)、課税を実現することができる。

(5) 組織の簡素化(市町村税と府税を合わせて)

税業務の共同化は、重複業務を整理するとともに、業務の共同化と業務見直しを 通じて、業務の簡素化、組織の簡素化を図ることができる。

その効果は、納税者における電子申告の利用率などにも左右されるが、共同処理 の拡大や税業務の簡素化(集中処理、業務見直し、電子申告普及、外部化等)の進 展に応じて高まる。

① 徴収業務における効果

滞納整理部門については、市町村の滞納整理業務を強化した場合(業務量を2倍増)でも、集中処理、業務見直し、外部委託、滞納整理の進捗等により、約3割の定数を削減することができると見込まれる。

また、収納部門についても、集中処理、消込業務の合理化等により、約2割弱の定数を削減することができると見込まれる。

② 課税業務における効果

課税部門については、全体(25市町村・府)として、約3割の定数を削減することが見込まれる。税目別にみると、

- ア 法人関係税では、重複排除、集中処理、電子申告普及、反復業務の外部化により、約5割の定数を削減することが見込まれる。
- イ 個人住民税では、集中処理、電子申告普及、入力等の外部化により、3割強 の定数削減が見込まれる。更に、この数字(効果)は住民基本台帳システムの 利用や業務の繁閑調整により一層大きくなる。
- ウ 固定資産税(償却資産)では、集中処理、電子申告普及、評価の外部化等により、約7割の定数を削減することが見込まれる。
- エ 固定資産税(土地)では、法務局データの共同収集により、1割強の定数を 削減することが見込まれる。
- オ 固定資産税 (家屋) では、業務見直し、法務局データの共同収集により、約 2割の定数を削減することが見込まれる。
- カ 不動産取得税では、業務見直し、法務局データの共同収集、入力業務外部化 により、約2割の定数を削減することが見込まれる。

③ 全体としての効果

税務職員全体で見た場合、課税から徴収までの共同化が実現した場合には、25市町村と府の合計約960人(税務職員定数)を約3割削減して、690人程度の規模で業務を処理することが可能と見込まれる。

(6) コストバランス

税業務の共同化によるコストとして、共同化のための業務支援システムの構築費、 市町村・府の既存電算システム改修費が投資的な一時的経費として生ずる。

一方、メリットとして、公平公正で、効率的な、府民・納税者に信頼される税務行 政が確立されることに伴い、次のような効果が生ずる。

① 增収効果

一般税(市町村)の徴収率は、府内市町村税のトップクラス水準まで向上すると 見込まれること、国民健康保険税(料)(実施希望の市町村のみ共同化の対象)の 徴収率が改善すること、課税客体の捕捉率等が高まること、などにより増収効果が 生ずる。

② 徴税コスト削減

共同化システムの運用経費、電子申告に係る経費、庁舎経費等の新たな負担も生ずるが、徴税経費の8割のウェイトを占める人件費の削減により、徴税コストが削減される。

(以 上)